

SCOPE

未来への
羅針盤
スコープ

Jan. 2018
No.199

1
月号

特集

辻・本郷の新春

相続かるた

好評連載

「ぶらトク」鎌倉江の島七福神めぐり

お役立ち！

税務・税金の話

労務のみらい



新年 おめでとうございます

旧年中は大変お世話になり誠にありがとうございました。
心より感謝申し上げます。

景気動向指数とは裏腹に好景気の実感がないとも言われますが、そもそもモノや食べ物が溢れている中で、さらに景況感が高まるというのも相当無理のあることかと思えます。

お腹いっぱいであれば、むしろ食べることより別の楽しみ、生き方を見つけることが大切な時代になってきたとも言えます。

今後様々な分野でAI化が進んでくると、仕事の中身や進め方が大きく変化することが予想されます。仕事の中での楽しみも変わらざるを得ません。そんな中、「人」が生きていく上で、一番大切なものは、やはり「人」であることを実感する時代がくるのではと思います。

あらためて、私どもの経営理念である「安心のトップブランド」を目指し、お客様とのご縁を大切に、「人」として信頼していただけますよう努めてまいります。

2018年が皆様にとって明るい佳き年でありますよう、ご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

平成30年 新春

辻・本郷 税理士法人
理事長 徳田 孝司

CONTENTS

02-05 辻・本郷の新春 相続かるた

06 ●税金Q&A
有料老人ホーム建設と消費税

07 ●労務のみらい
労働時間等見直しガイドラインとワーク・ライフ・バランス

08 ●税金
公益法人等に財産を寄附した場合の
譲渡所得等の非課税の特例について

09 ●国際税務
源泉税の減免手続きと租税条約の動向について

10-11 ぶらぶら徳田理事長と行く「ぶらトク」
新春・鎌倉江の島七福神めぐり

12 ●セミナーレポート
TAX GIRL FESTA

今月号のテーマ
「今年の目標」

今月の執筆者には、2018年の目標について語っていただいています。

「2018年の
おやくそく」

S T A F F

発行人
徳田孝司

編集総責任者
佐脇ゆかり

広報室
佐脇ゆかり
東方実菜子

かるた文案・監修
松浦真義
山口拓也

編集長
表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)
編集
生出祐子(And-Fabfactory)
デザイン
片寄雄太(And-Fabfactory)
東方実菜子(辻・本郷 税理士法人)
撮影
吉永和志
ライター
浦田浩志
イラストレーター
猫竹

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ
印刷所 株式会社三千和商工
配送 株式会社レーベル

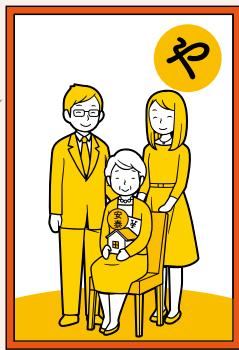
©SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は
辻・本郷 税理士法人
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL:03-5323-3312 広報室
Mail:scope@ht-tax.or.jp



渡しすぎ、老後の計画
赤信号



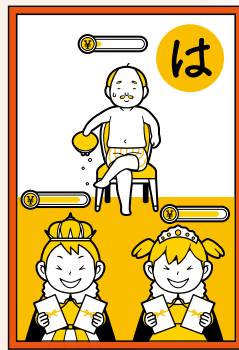
来世でも
こんな家族になりたいな



やっぱり母に
多めに分けよう相続財産



待ったなし
申告期限は10ヵ月



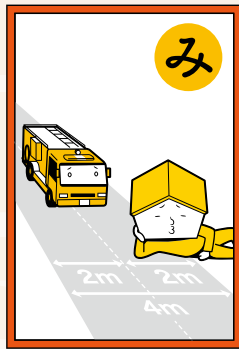
羽振り良く
渡したものの贈与貧乏



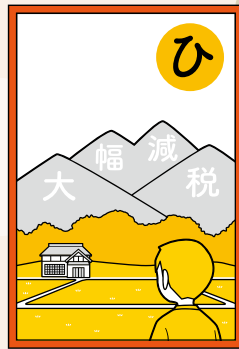
離婚後は
相続するのも一苦労



東京東エリア長
税理士 松浦真義
お気に入りのかるたは「ら」



道幅は4メートルが
キーワード



広い土地、減額あるよ
土地評価



涙腺がおもわずゆるむ
付言事項



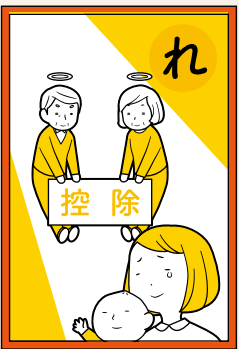
遺言も、見つからなければ
ただのゴミ



昔から三回相続何もしない



不動産
相続したいとは限らない



連続で相続おこると
控除あり



埼玉・新潟エリア長
税理士 山口拓也
お気に入りのかるたは「と」



名義株、思わぬ相続税に
四苦八苦



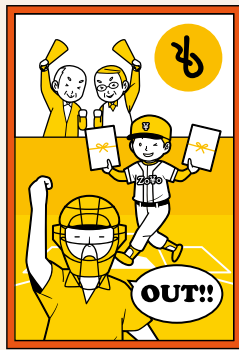
ペットには残せないけど
世話頼む



路線価の上下に
一喜一憂



よき再婚、いざ相続で
トラブルに



もらったよ、二人の
おじいちゃんから110万円ずつ



保管場所
教えて欲しかった自筆遺言

相続かるた

辻・本郷の新春

2018年の新春、年の初めは辻・本郷『相続かるた』を楽しんでみませんか。税金の中でも、家族によりさまざまなヒューマン・ドラマが生まれる相続税。その注意点や悲喜こもごもを分かりやすく・記憶に残りやすくまとめてみました。

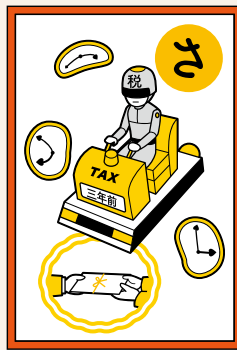
監修は本誌人気企画の『ぶらつく』にも登場した、東京東エリア長の松浦真義さんと、埼玉・新潟エリア長の山口拓也さん。実際にかるたを使ってみると、超白熱の対決となりました。



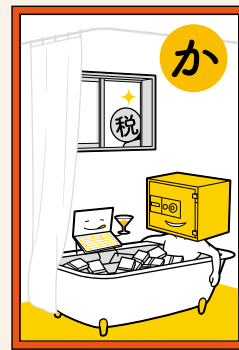
涙の後に申告期限



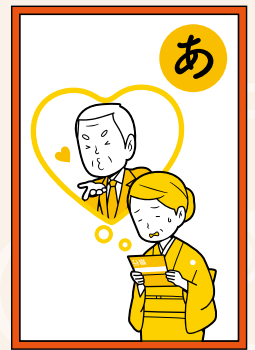
頼むなら
素人執行人よりも専門家



3年前まで忍び寄る
生前贈与に相続税



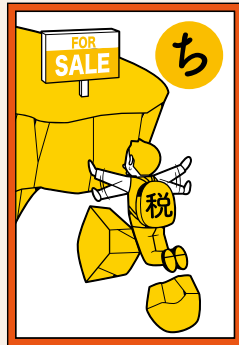
隠しても
銀行口座は丸裸



愛情はあるけど
遺産はこれだけか？



二次相続
次の世代も考えて



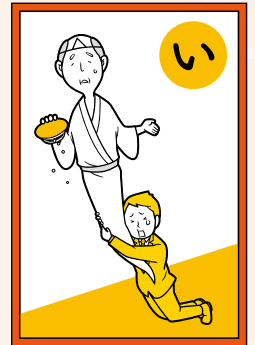
地価下落、土地の売却
あてならず



資産より負債が多いなら
相続放棄



共有相続、次の世代で
もめ事に



いつまでもあると思うな
親と金



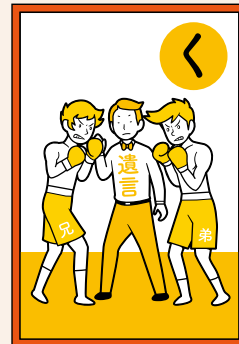
抜け駆けは
しないさせない公平に



連れ添った、妻にボーナス
おしどり贈与



すぐ売れない
不動産は物納で



口約束で
もめるくらいなら遺言を



受取人、選んで非課税
生命保険



年末は、駆け込み贈与が
流行る時期、贈与契約忘れずに



テナントが
入らず困った土地評価



税務調査は
忘れた頃にやってくる



結婚・子育て、マイホーム資金
税制後押し孫にっこり



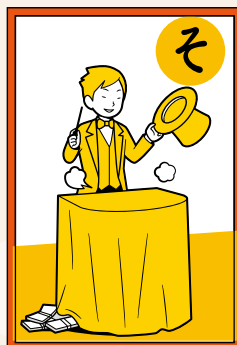
延納で
生活資金が大変だ



納税をふまえて作ろう
遺言を



土地評価
現地を見ずして語れない



その現金、見つからない
と思ったら大間違い



子のために残した
通帳にも相続税



お父さん、ぼちぼち
墓地を買いますか？



松浦真義

仕事では先輩後輩の二人も勝負には遠慮はありません。

松浦さんの素早い攻めが決まり、悔しがる山口さん。

あ	愛情はあるけど遺産はこれだけか？	愛情のある言葉をたくさんかけてもらっていたけれど、遺言もなく、遺産分割協議の結果、結局もらえたのは法定相続分以下だったということもあります。
い	いつまでもあると思うな親と金	相続にも当てはまる有名なことわざです。多くの財産を相続で取得したからといっても、お金はいつかなくなってしまうもの。計画を立てて大切に使いましょう。
う	受取人、選んで非課税、生命保険	生命保険は渡す相手を指定できます。また、死亡保険金には相続人1人あたり500万円の非課税枠があり、受取人がすぐに受け取れるなどメリットが多くあります。
え	延納で生活資金が大変だ	現金での一括納付が難しい場合には、相続税を分割払い（延納）にできます。ただし、本税の支払いのほか毎年利子税を支払わなければならない、生活に影響が出ることも。
お	お父さん、ぼちぼち墓地を買いますか？	お墓や仏壇などは相続税の課税対象にはなりません。そのため、生前に購入しておくことで相続対策になります。ただし、著しく高額な場合は認められない場合もあるので気をつけましょう。
か	隠しても、銀行口座は丸裸	税務署は、被相続人だけでなく相続人すべての銀行口座を調査することができます。税務調査で通帳を見せなくても、税務署には分かってしまうので、素直に申告しましょう。
き	共有相続、次の世代でもめ事に	不動産について共有で相続してしまうと、共有者全員の同意がないと売却などの処分ができないため、兄弟間または次世代等でもめ事の原因となってしまう可能性があります。
く	口約束で、もめるくらいなら遺言を	誰にどの財産を残すかは口約束では効力が生じないため、遺言などの形で残す必要があります。残された遺族が揉めないためのルールをつくるつもりで遺言を書いてみてはいかがでしょうか。
け	結婚・子育て、マイホーム資金、税制後押し孫にっこり	税制改正により各ライフステージに合わせた非課税贈与が拡充されています。高齢者の保有する資産を子や孫に贈与する後押しをする制度で、経済の活性化をはかる狙いもあります。
こ	子のために残した通帳にも相続税	子供の名義で作った通帳にお金を貯めていたとしても、名義預金として相続財産とされてしまう可能性があります。子供がその預金を自由に使える状態だったかどうか、贈与契約書の有無などが判断基準になります。
さ	3年前まで忍び寄る、生前贈与に相続税	亡くなる直前3年以内に相続人等に対して行った贈与については、相続財産とされ、相続税がかかります。駆け込み贈与は無効になりえますので、相続対策の贈与は計画的に。
し	資産より負債が多いなら相続放棄	相続する資産よりも借金などの負債のほうが多い場合、相続開始から3ヶ月以内に家庭裁判所へ相続放棄を申し立てることができます。また、生命保険は相続を放棄しても受け取ることができますのでご安心を。
す	すぐ売れない、不動産は物納で	相続税の納付は現金一括納付が原則ですが、現金がない場合、不動産を売却して納税に充当するケースもあります。すぐに売れなかった場合は、一定要件を満たせば不動産で収納する「物納」という方法もあります。
せ	税務調査は忘れた頃にやってくる	申告を済ませた納税後も、見落としていた資産がないか税務調査が入ることもあります。申告後1～2年で調査があることが多いですが、最大で5年間は調査の可能性があります。不安なら専門家に相談を。
そ	その現金、見つからないと思ったら大間違い	現金（タンス預金）で持っていれば、見つからないと思っていたら大間違いです。税務署は過去の通帳の引出履歴等から、お金の動きを見つけるプロ。隠し通すことは難しいと思います。
た	頼むなら、素人執行人よりも専門家	遺言執行人は、相続人に限らず第三者でも指名できますが、書類の準備や手続きが複雑で、時間も要します。他の相続人の手前、動きにくいケースもあるため、専門家に依頼することが確実です。
ち	地価下落、土地の売却あてならず	土地を売却して相続税を納めるつもりでいたのに、遺産分割協議が揉めて長引いたことで地下が下落し、売却しても相続税が納められないケースがあります。
つ	連れ添った、妻にボーナス、おしどり贈与	婚姻期間20年の夫婦間における住宅または住宅購入資金の贈与については、年間110万円の基礎控除とは別に2,000万円まで贈与税がかかりません。相続税対策になるかどうかは専門家に相談ください。
て	テナントが、入らず困った土地評価	賃貸事業を行っている建物、土地については評価減されますが、あくまでもテナントが入っていることが前提。空き家の状態では原則的には評価減はされません。
と	土地評価、現地を見ずして語れない	相続税を計算する上での土地評価は、税理士の腕の見せ所！ そのために現地を見て減価要因を探す努力を惜しみません。土地評価に詳しい税理士に依頼することで、税額がかなり変わる可能性があります。
な	涙の後に申告期限	相続が起きることは悲しいですが、10ヶ月以内の申告期限は迫ってきます。資産の把握、遺産分割協議、用意する書類、資産の売却（現金化）など、あっという間に期限が来ます。
に	二次相続、次の世代も考えて	配偶者の財産が多い場合、税額軽減で一次相続の税額が安くなっても、子への二次相続の税額が高くなる場合があります。将来を見据えて遺産分割しましょう。
ぬ	抜け駆けは、しないさせない公平に	相続人には法定相続分という権利があります。自分だけ得をしようと考えるとモメる原因になります。遺恨を残さぬよう、公平な遺産分割を心がけましょう。
ね	年末は駆け込み贈与が流行る時期、贈与契約忘れずに	暦年贈与で、いつ行っても構わない生前贈与ですが、年末に駆け込みで行われることが多々あります。焦りすぎて贈与契約書の作成を忘れないように注意しましょう。
の	納税をふまえて作ろう遺言を	分け方ばかりを注意しがちな遺言ですが、相続税の税額にも注意しましょう。長男に不動産、長女に預貯金では長男が納税できない可能性があります。



かるたは子供の時からと語る松浦さん。
勝負にける目は真剣そのもの。



冷静沈着な松浦さん。



勢いよく攻める山口さん。

相続かるたの監修を担当した先輩の松浦さんと後輩の山口さん。先輩後輩とは言え、同世代でもある二人は、良き仲間であり、互いに切磋琢磨しています。今回、協力して文案や解説をつくり上げましたが、勝負事となると、話は別。大熱戦となりました。

静かに無駄のないモーションの松浦さんにに対し、大きく振りかぶって力一杯かるたを取る山口さん。一進一退の攻防は、なんと1枚差で松浦さんが勝利。最後はノーサイドで握手を交わし、また戦おうと再戦を誓いました。

は	羽振り良く、渡したものの贈与貧乏	生前贈与しすぎた結果、自分の預貯金がなくなるとは本末転倒です。自分に必要な金額を考えた上で、いくらの贈与なら最適か、必ず考えましょう。
ひ	広い土地、減額あるよ土地評価	地積規模の大きい土地(広大地)には相続税評価の減額があります。目安として500平方メートル以上ですが、諸条件を満たす必要があるため、ぜひ税理士にご相談を！
ふ	不動産、相続したいとは限らない	日本人は不動産が好きといわれますがはたしてそうでしょうか。親が所有していたとはいえ、住む予定もない不便な場所では、子が欲しいとは限りません。生前の処分も手段のひとつです。
へ	ペットには残せないけど、世話頼む	動物は民法上は物となるため、残念ながら相続権はありません。「死因贈与」、「生前贈与」、「負担付遺贈」などを活用し、間接的ですが愛するペットにお金(世話代)を残すことができます。
ほ	保管場所、教えて欲しかった自筆遺言	自筆で遺言を遺していると生前に話していたお父さん。しかし、保管場所を伝えるのを忘れてしまいました。見つからないと意味がないですよ！
ま	待ったなし、申告期限は10ヵ月	相続税の申告と納税の期限は、亡くなってから10ヶ月以内。申告書を自ら税務署に提出することや、慌てないように納税資金の準備をすることが、注意点です。
み	道幅は4メートルがキーワード	建築基準法には接道義務が定められており、宅地の前面道路は4メートルないと再建築ができません。道路幅を確保するために後退させた面積で土地の資産価値を算出するため、評価額が下がります。
む	昔から三回相続何もなし	昔から三回相続が発生すると何もなくなくなると言われています。たくさんの実例があるため、対策するなら、まずは税理士に相談を。
め	名義株、思わぬ相続税に四苦八苦	旧商法では、会社の設立に7名の株主が必要でした。妻や子の名前だけを借りて、出資を被相続人が行っていた場合、本人の財産とみなされて多額の相続税を課税されることがあります。
も	もらったよ、二人のおじいちゃんから110万円ずつ	贈与税の非課税枠110万円は、被相続人が一年間で控除される金額です。2人のおじいちゃんから110万円ずつもらったら220万円もらったことになり、贈与税がかかります。
や	やっぱり母に多めに分けよう相続財産	二次相続を考えて先に子に相続させるという考え方もありますが、老後の生活資金を考えて母に多めに相続してもらうことも分割方法のひとつです。この場合、1億6千万円が法定相続分まで非課税です。
ゆ	遺言も、見つからなければただのゴミ	せっかく遺言を作成しても見つからなければ意味がありません。自筆の場合は事前に相続人に伝える必要があります。公正証書であれば公証役場で確認することができます。
よ	よき再婚、いざ相続でトラブルに	よかれと思って再婚しても、子からすると取り分が少なくなります。子が親の面倒を見ていたのならなおさらです。遺言できちんと分け方を決めておきましょう。
ら	来世でも、こんな家族になりたいな	遺言による遺産分割が納得できるということは、コミュニケーションの取れた家族だったという証拠。また、来世でもそんな家族でありたいですね。
り	離婚後は、相続するのも一苦労	再婚した人が亡くなった場合、前妻の子と後妻との間で相続のトラブルがよく起こります。特に前妻の子と連絡がとれず、相続の手続きが進まないことも。遺言での対策をおすすめします。
る	涙腺がおもわずゆるむ付言事項	財産の配分を決めていると思われがちな遺言ですが、そうとも限りません。遺言には付言事項といって家族への感謝の気持ちなど、メッセージを公式に遺すことができます。
れ	連続で相続おこると控除あり	亡くなった人が過去10年以内に相続税を支払っていた場合、前回の相続税額に応じて一定額が控除されます。例えば先代が亡くなり、相続税を払った子がその3年後に亡くなったケースなどが該当します。
ろ	路線価の上下に一喜一憂	路線価は毎年7月1日に国税庁から発表されます。都市部ほど上がっている傾向にあり、上がった分だけ相続税も増額します。ご自身の土地の路線価はぜひ確認をしてください。
わ	渡しすぎ、老後の計画赤信号	生前贈与は渡しすぎに要注意。長生きし、自分の老後資金が足りなくなったときに、子や孫に頼らねばならない、ということがなければよいのですが。

相続の話し合いは大切なことにも関わらず、キッカケづくりが難しく、後回しになりがちです。そこで、楽しく話し合う一助になればと、このかるたを制作しました。右記コードからダウンロードし、厚紙などに貼ってお使いください。

相続かるた
ダウンロードコード



<http://www.ht-tax.or.jp/scope/karuta.pdf>



ぎもん・しつもん・お答えします

税金 Q & A

有料老人ホーム建設と 消費税

Q uestion

私は、相続対策（賃貸借物件の取得）の一環として建設業者のすすめにより「有料老人ホーム」を建設することにしました。建設後の建物は、私の関係する法人に一括賃貸をします。建物には専用個室のほかに会議室や医師に賃貸する診療所等いろいろなものがあります。住居の賃貸に関して消費税は非課税売上、その他の貸付は課税売上になると思いますが、どのような按分にするのが適正か教えてください。

税金Q&Aでは皆さんの
税金への疑問にお答えいたします。
税務に関する質問を
scope@ht-tax.or.jp まで
お寄せください。

A nswer

消費税法においては、住宅（人の居住の用に供する家屋）の貸付については非課税売上となります。これは、ご質問のように家屋を他に転貸する場合もあてはまります。問題は、「有料法人ホーム」の運営に関して、付属する「診療所」や介護サービス業者の事務室や、スタッフステーション等の扱いになります。運營業者から得る賃貸料のどの部分が課税売上になるかという点にあります。ご質問の回答の参考となる国税不服審判所の「裁決事例」がありますのでご紹介いたします。考え方を参考として関与の税理士等とご相談の上、適正な税務申告を行ってください。

[平成22年6月25日裁決事例集No.79]

合計床面積（以下の①～⑧の合計床面積）＝Aとする。

- ① 専用個室及び居間・食堂、静養室、健康管理室、浴室、階段（Aの約87%）
- ② 医療関係の診療所として貸付部分、外部患者の診療中心（Aの約4%）
- ③ 地域住民の交流のための会議室施設（Aの約0.5%）
- ④ 介護サービス業者職員ほかのための事務室（Aの約2%）
- ⑤ 宿直室、書庫、相談室及び更衣室（Aの約2%）
- ⑥ 厨房及び食品庫（Aの約3%）
- ⑦ スタッフステーション及び倉庫（Aの約1%）
- ⑧ 会議室前の廊下、便所及び給湯室（Aの約0.5%）

裁決においては、②診療所と③会議室は、住宅以外の貸付に該当し非課税売上対応部分とし、④事務室と⑧会議室前の廊下等は、非課税売上（住宅貸付部分および入居者の介護サービスを行うためのものであることから非課税と判断している）と課税売上（住宅以外部分の貸付）を合理的に按分して算出された床面積割合である約4.9%を非課税売上部分としています。

なお、④事務室の按分においては、介護サービス職員とその他の職員の人数按分によっています。介護サービス部分は住宅賃貸の付随としているのがポイントとなります。

「2018年の
おやくそく」

今年は「確定申告を無事に仕上げる」、「お客様の成功を祈る」、「ファミリーの家内安全を願う」ことを目指したいと思います。今年から年賀状はやめますので、本コラムで新年のあいさつに代えさせていただきます。（小林）

労務のみらい

～人は企業のプラットフォーム～

HUMAN RESOURCES

▲ HR室 山本直美

「労働時間等見直しガイドライン」を参考にして、
ワーク・ライフ・バランスの実現を！

働き方改革にともない、平成29年10月1日から「労働時間等設定改善指針」「育児・介護休業指針」が適用されています。指針の改正は会社を法的に拘束する力はありませんが、会社に配慮を求める内容となっています。働く側として、仕事上の責任を果たしつつ、家庭や地域生活においても一人ひとりがやりがいや充実感を得られるとともに、先駆けて行うことにより、会社側も、優秀な人材の確保・定着、仕事の効率性や会社のイメージアップにもつながる行動方針です。

今回見直しされた指針を4つのポイントに分けて見ていきたいと思います。

(1) 地域の実情に応じて、労働者が子どもの学校休業日や地域イベント等にあわせて年次有給休暇を取得できるように配慮すること

(2) 公民権の行使又は公の職務を執行する労働者のための休暇制度（裁判員休暇等）を設けることを検討すること

(3) 仕事と生活の調和や、転職により不利にならないようにする観点から、雇入れ後初めて年次有給休暇を付与するまでの期間を短縮すること、年次有給休暇の最大付与日数に達するまでの期間を短縮すること

(4) 育児・介護休業法上、子の看護休暇及び介護休暇は、労使協定を締結することにより入社6ヵ月未満の労働者を除外できますが、入社6ヵ月未満の労働者が一定の日数を取得できるようにすることが望ましいものとされ、配慮すること

(3) の年次有給休暇の早期付与の導入について、政府が具体例として、「勤務開始日に1日、以後1ヵ月ごとに1日を付与し、7ヵ月目に4日（計10日）付与

する」という方式を規制改革推進会議等で紹介しています。例えば4月1日に入社した人の場合、4月1日の段階で有休を1日付与、その後5月、6月と毎月1日ずつ付与していき、入社後6ヵ月を経過した日である10月1日に法定付与日数である10日（比例付与の対象となる短時間労働者を除く）のうち、まだ付与されていない4日を付与するという方式です。

今回はあくまで指針の改正であり従う義務はありませんが、このような指針の導入は、会社の福利厚生が充実することになり仕事と生活の調和の実現を可能とするものになると思われます。指針やガイドラインで示された内容が法制化されることはよくありますので、指針に従って体制を整えることは、今後の法改正に備えるという点で検討してみる価値があるかもしれません。

辻・本郷 税理士法人 HR室
（スタッフ30名）

辻・本郷 社会保険労務士法人
所在地：〒160-0022
東京都新宿区新宿4丁目1番6号
JR新宿ミライタワー28階
TEL：03-5909-5708
支部：福岡、沖縄
主な業務：人事関係相談業務（就業規則の作成、人事制度構築）、労働・社会保険申請書類作成等の支援、給与計算など

「2018年の
おやくそく」

「今日やる」現在感じている不満は、過去の先送りにした結果だと思っています。イメージーションを働かせて、未来の自分が喜ぶ様子を描いてみる！ 自分が大切に思うことや、やりたいことを「先送りしない」を心がけたいと思っています。（山本）

公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例



長嶋 宏明

(ながしまひろあき)

● 社会福祉法人部

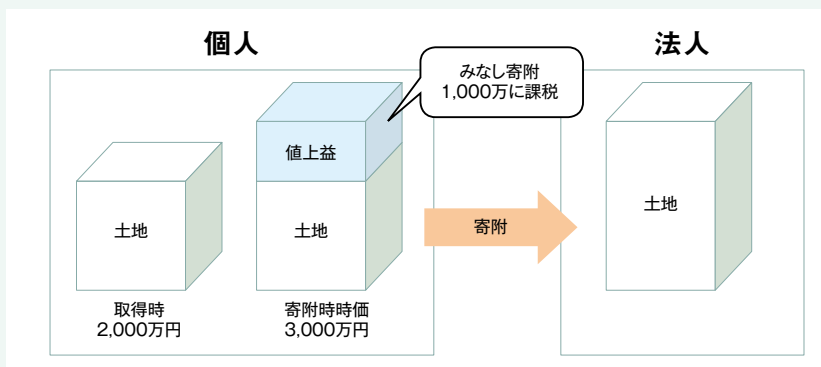
個人が公益法人等に財産を贈与・寄附した場合の非課税制度（措置法40条）の承認手続きが一部簡素化される「承認の特例」の範囲が拡大されました。

公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例

個人が土地・建物などの財産を法人に対して寄附（贈与等）した場合には、その寄附財産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税されます。（所得税法第59条第1項第1号）

ただし、これらの財産を公益法人等に寄附した場合において、その寄附が教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについては、この所得税が非課税となります。（租税特別措置法40条第1項）

しかし、この非課税承認制度の適用を受けるためには、寄附を受けてから4ヵ月以内に所轄税務署に対して様々な申請書等の提出が必要で、その審査対象となる期間も明確に示されておらず、承認が出るまでおよそ2年かかった事例もあり、寄附者にとっては利用しにくいものとなっていました。



そのため、平成15年4月、一定の要件を満たした申請であれば、申請書を提出してから1ヵ月以内に承認をしないことの決定がなかった場合は、その承認があったものと自動的にみなされ承認手続きが短縮される、「承認の特例」が設けられましたが（措令第25条の17第7項、第8項）、その対象は、一部の私立学校法人のみの適用でした。そこで、社会福祉法などの法改正もあり、平成29年4月よりその対象が公益法人や社会福祉法人等に適用範囲が拡大され、承認の特例を希望する寄附者にとっては、寄附先の選択肢が増えることになりました。

承認の特例の要件

要件1 寄附をした人が寄附を受けた

法人の役員等及び社員並びにこれらの親族等に該当しないこと

要件2 寄附財産が株式等、新株予約権付社債、匿名組合契約の出資持分に該当しないこと

要件3 寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じ、必要な事項が定款で定められていること、または基本金に組み入れる方法により管理されていること

要件4 寄附を受けた法人の理事会において、寄附の申し出を受け入れること及び寄附財産について不可欠特定財産*とすること、または基本金に組み入れることが決定されていること

*不可欠特定財産とは、例えば美術館の美術品のように他の事業に転用できないような財産

「2018年の
おやくそく」

2018年は、かまっていあげられる父親を目指したいと思います。娘3歳、会話も一丁前になってきていろいろ話しかけてきてくれるのですが、疲れている時などは、おどろきな言葉で聞き流してしまう自分がいます。このままではいけない。今年は子供の話に耳を傾けられる私の心を持てればと思います。（長嶋）

源泉税の減免手続きと 租税条約の動向について



駒澤 孝美

(こまさわたかみ)

●法人国際部

税金を安定的かつ確実にするための徴収制度の一つとされる、源泉徴収制度。

今回は、「非居住者」と「外国法人」が源泉所得税の軽減や免除を受ける際の手続きと、2017年の租税条約の動向についてご説明します。

日本の所得税法では、個人の納税義務者について、日本国内に生活の中心となる「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上、生活の本拠ではないが現実に居住している場所である「居所」を有する個人を「居住者」とし、それ以外を「非居住者」としています。

また、法人については、一般的に本店所在地がどこにあるかによって内国法人または外国法人の判定を行います（「本店所在地主義」といいます）。租税条約においても、日本と異なる規定を置いている国との二重課税の防止を目的として、居住者の判定方法が定められています。

具体的には、それぞれの租税条約によることとなりますが、一般的に、個人については、「恒久的住所」、「利害関係の中心的場所」、「常用の住居」、そして「国籍」の順に捉え、いずれの国の「居住者」となるかを決めることになります。一方、法人については、相手国が法人を実質的に管理する場

所がどこにあるかにより内国法人または外国法人の判定を行っている場合には、その法人を実質的に管理する場所のある国の「居住者」とみなし（「管理支配地主義」といいます）、この考え方は、国内法における「本店所在地主義」に優先することになります。

次に、日本で源泉所得税の軽減もしくは免除を受けるための手続きについて説明します。

租税条約においては、源泉徴収対象となる国内源泉所得の支払を受ける「非居住者」または「外国法人」が、「租税条約に関する届出書」を、所得の支払者である源泉徴収義務者を經由して支払者の納税地の所轄税務署長に提出することによって、日本において源泉徴収される所得税および復興特別所得税について軽減または免除を受けることができます。

また、租税条約の規定の適用に関して条約の特典を受けることができる居住者について条件を定めている「特典条項」の適用を受ける場合、

特典条項適用の対象所得として条約による軽減や免除を受けようとする際には、上述の届出書に加え、「特典条項に関する付表」および「居住者証明書（相手国における居住者であることを証明する書類）」を準備することになります。

最後に、2017年の租税条約に係る動きをご案内します。

2017年は、我が国と、ロシア、デンマーク、スペイン各国との間で租税条約改正の交渉が、またアイスランドとの間で租税条約の締結交渉が開始され、2016年に租税条約締結交渉が開始されたエストニアに加え、ロシア、デンマーク、アイスランド各国との間で、交渉が実質合意に至りました。また、租税条約もしくは新租税条約への署名が、我が国と、ラトビア、オーストリア、リトアニア、エストニア、ロシア、デンマーク各国との間で行われました。さらに、ラトビア、スロベニア（署名は2016年）との間で、租税条約が発効しました。（2017年11月25日時点）

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。 ● TEL : 03-5323-3537 mail : tp@ht-tax.or.jp

「2018年の
おやくそく」

今号と共に40代を迎えます。30歳の誕生日当日、当時の勤務先の社長に30代の目標を問われ、「40歳で自分の顔に責任が持てるように過ごします」と答えたのが昨日の日のことです。良い人生は良い思い出の積み重ねと聞きます。50歳になる頃に顔付きに磨きがかかっており、振り返って良い40代を踏み出したと思えるような年にするを、2018年の約束にします。（駒澤）



今回のパートナー

公益法人部 統括部長
税理士

安藤 美和子さん

TAX GIRLでも活躍中の安藤さんは、公益法人部の敏腕統括部長。財団法人や社団法人などの税務を担当しています。

ぶらぶら徳田理事長と行く

ぶらトク

#021

ぶらトク

鎌倉江の島七福神めぐりの巻

新春
特別号

撮影協力
一条恵観山荘、江ノ島電鉄、浄智寺、本覚寺、妙隆寺、宝戒寺、
鶴岡八幡宮、長谷寺、御霊神社、江島神社

衣装協力
着物レンタルVASARA 鎌倉 小町通り店

鎌倉江の島七福神
<http://kamakura-enoshima-shichifukujin.jp/>

御朱印帳に集まった神様達です。ご利益あるかな？



江島神社

(江島弁財天/金寶富貴)

日本三大弁財天のひとつ江島神社が今回の旅のゴール。鎌倉の鶴岡八幡宮と同様、江島神社も弁財天様。実は、鎌倉江の島七福神は8つの神様をめぐります。これで、今年の運気は急上昇間違いなし。

★★★★=大満足、プライベートでも行こうかな！
★★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。
★★=[「……」]



オフショットが見られる、
ぶらトクFacebookはこちら。

二〇一八年も、良い年になりますように。

税務を担当する一条恵観山荘で、「鎌倉江の島七福神めぐり」の存在を知った公益法人部の安藤美和子さん。新年の福を願うのは、これだ！と思い立ち、御朱印帳を用意。理事長とともに、着物に着替えてレッツゴー！

江ノ島電鉄

片瀬江ノ島駅

江ノ島駅



09

江の島

10

Spot
10

ニャンスタグラム
もみてにゃ



御霊神社

(福祿寿/家禄永遠)

Spot
09

江ノ電の踏切を渡った線路の向こうに鳥居があるという珍しい神社。御朱印をいただく社務所では猫宮司のウッシーが迎えてくれます。



浄智寺 (布袋尊/福德円満)

Spot
01

スタートは北鎌倉から。中国様式の山門が特徴の浄智寺。家庭円満を願います。

毎年来ていますが
弁財天さまは初めて



Spot
05

鶴岡八幡宮 (旗上弁財天/芸能成就)

鎌倉といえば鶴岡八幡宮。この日もたくさんの参拝者で賑わっていました。

北鎌倉駅

01

横須賀線

鎌倉駅

07

08
長谷駅

05

04

03

02

ありがたや



ありがたや

妙隆寺 (寿老人/長寿延命)

Spot
03

取材ということで、特別に拝観させていただきました。長寿延命ということで、思わず手を合わせ拝むお二人。

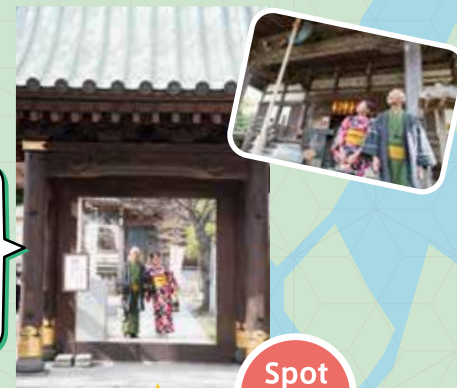
06

宝戒寺 (毘沙門天/勝運来福)

Spot
04

本堂に上がって勝負運の神様毘沙門天様のお参りできます。

このお寺の入り口の
小径は印象的だね



本覚寺 (夷尊神/商売繁盛)

Spot
02

お寺の方にとっても
やさしかった



七福神で唯一、日本の
神様なんだって！

だいが集まってきたな



大黒さんの木像が
かわいかった！



長谷寺 (大黒天/出世開運)

Spot
08

あじさい寺として有名な長谷寺。大黒様はもちろん、縁結びの和み地蔵や観音様など、見どころいっぱい。

着物で江ノ電って
特別な気分になります



Spot
07

江ノ電・鎌倉駅

江ノ電でゆるりと移動。

月と庭をイメージしたチーズ
ケーキをいただきました。



いちじょうえかんさんそう

一条恵観山荘

Spot
06

京都一条家別邸の離れを移築。皇族をお迎えすることもある格式の高い山荘茶屋です。国の重要文化財。 ※庭の一部は立ち入りが禁止されています。上記の一条恵観山荘の写真は特別な許可をいただき撮影しています。

【TAX GIRL FESTA】女性のための起業応援セミナー

女性の社会参加が増えている昨今、主婦をしながら子ども向けのブランド「株式会社タリナインターナショナル」を起業した上野麻紀子氏をゲストに迎え、これから起業を考えている方に向けたセミナーを開催した。

開催概要:2017年12月3日(日)

開催場所:辻・本郷 税理士法人 JR新宿ミライナタワー28F カフェテリア

上野麻紀子(株式会社タリナインターナショナル BIKET-KIDS / 代表取締役)

浅野恵理(税理士 / 辻・本郷 税理士法人 丸の内相続センター長 / TAX GIRL)

遠藤豊子(辻・本郷 税理士法人 / TAX GIRL)

安藤美和子(税理士 / 辻・本郷 税理士法人 / TAX GIRL)

司会 田村ひろ美(税理士 / 辻・本郷 税理士法人 / TAX GIRL)

先輩女性起業家の 起業物語

1部では、タリナインターナショナルの上野麻紀子さんが登壇。子どものお迎えで乗る自転車に取り付けるチャイルドシート専用の防寒マフ「BIKET-KIDS(バイケットキッズ)」を開発し、起業した経緯を紹介した。ある日、子どもに毛布を掛けて自転車で保育園への送り迎えをしているときに、突風で毛布が車輪に巻き込まれ転倒、この経験がアイデアの素になった。まわりのママ友に聞いて、「冬の送り迎えでの防寒具について、不便を感じている」と分かった。

しかし、アイデアはあるが、製品を作ってくれる縫製工場がない。「前例がない」、「サンプルがないと作れない」と断られ続け、ようやく26軒目に出会った石川県の縫製工場が応じてくれることに。

ビジネス上の信用を考えて、株式会社化と特許の取得を決意。起業の仕方や資金、特許、税務などは専門家に任せ、自分は得意としているブランディングと製品の改良に注力できたことから、プロを使うことが結果として近道になると語った。

お金をかけられないところは社会人時代の仲間やママ友が協力してくれて、最初の販売店も「ママ友と一緒に代官山のオシャレな自転車店に飛び込み営業をした」と笑った。そして、その自転車店「モトベロ」の店主の協力で、ママタレントとして有名な方を使って貰うことができて、「BIKET-KIDS」をSNSで紹介され、世に知られることとなった。

カルビー社長の松本晃氏の言葉「初め



上野麻紀子さん



チャイルドシート専用の
防寒マフ
「BIKET-KIDS」
<http://www.biket-kids.net>



浅野恵理さん



遠藤豊子さん



安藤美和子さん



司会の田村ひろ美さん

TAX GIRLメンバー

浅野恵理	丸の内相続センター
遠藤豊子	経理宅配便®
安藤美和子	公益法人部
田村ひろ美	公会計部
大谷朋子	ヘルスケア事業部
永井恵理子	丸の内相続センター

の一步はホラを吹こう」が好きだといい、どんどんやりたいことを口にすべきと紹介。実現することでホラではなくなる、まずは最初の一步を踏み出すことが大事だと締めくくった。

実際に起業するための 手続きなど

2部では浅野恵理さんがTAX GIRLプロジェクトを紹介。「会計の分野はまだまだ女性が少ないが、起業する女性のお役に立てたら嬉しい」と語った。

3部では、TAX GIRLの遠藤豊子さんが、実際に起業し、会社を設立登記する相場は30万円ぐらいだが、辻・本郷税理士法人の会社設立センターでは16.3万円で起業することができると紹介した。また、女性経営者は男性と比較して、経営を相談できる相手が少ないが、辻・本郷税理士法人ではその部分の支援ができると説明した。女性起業家は男性と比較して小規模な起業が多く、資金が足りないことが多いが、日本政策金融公庫の「新創業融資」や女性起業家向けの「女性の小口創業特例」を活用すべきだと語った。そして、創業計画書の書き方を説明、参加者は実際に計画書を書くワークを行った。

続いて、TAX GIRLの安藤美和子さんが実際に起業したときの税制などについて解説。開業のために使った費用を経費として控除できることや、親族からの借入れは気をつけないと贈与税がかかる可能性があることを説明。また、青色申告をすることで、税制の特典があり、使わないのはもったいないことなどを説明した。

質疑応答では、たくさんの質問があり、実際に起業を目指す女性達にとって、有益な時間を過ごすことができたようだ。



実際に創業計画書に書き込む参加者

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白若16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町6-1 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林事務所	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
深谷事務所	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802
松戸事務所	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井事務所	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京中央事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802
東京丸の内事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.050-3730-6208
芝事務所	〒105-0014 東京都港区芝3-5-7 カレッタ芝3階 TEL.03-6435-1711 FAX.03-6435-2245
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301 (代表) FAX.03-5323-3302
新宿アルタ事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-32-10 松井ビル8階 TEL.03-5919-2680 FAX.03-5919-2670

代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
品川事務所	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
東大和事務所	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市町田1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷餅町79番地 ヤサカ四条島丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
豊中事務所	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
堺事務所	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
松山事務所	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町6-5-10 TEL.089-945-3560 FAX.089-945-3385
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル (旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

編集後記

明けましておめでとうございます。SCOPEに携わらせていただいたから2度目の新年を迎えることとなりました。毎年同じことを思っているのですが、1年を振り返るとその前年以上に人とのつながりや、新しい出会いに恵まれて成長させていただいた1年でした。2018年もさらなる出会いを楽しみにしながら、SCOPEも今まで以上によい誌面作りをしていけるよう編集部一同がんばっていきますので、本年もよろしくお願いいたします。[片寄]

税のお悩みは 辻・本郷にご相談ください！



相続・贈与／税務顧問／事業承継

事業再編／事業再生・M&A／税務セカンドオピニオン

国際税務顧問／確定申告／会計・人事のアウトソーシング

医院・病院コンサルティング／公益・一般法人コンサルティング

社会福祉法人コンサルティング／自治体向けコンサルティング



専門特化型・国内最大規模を誇る税理士法人 東京税理士会所属

辻・本郷 税理士法人

HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

お気軽に
ご相談ください

 **0120-730-706**

<http://www.ht-tax.or.jp>

【受付時間】9:00～17:30
※土日・祝日・年末年始除く

辻・本郷

検索

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR 新宿ミライナタワー 28 階 Tel.03-5323-3301 (代表)

